

大分県県有建築物照明改修事業 実施方針

令和8年6月

大分県

目次

第 1	事業内容に関する事項	1
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項	2
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の 確保に関する事項	10
第 4	本事業について疑義が生じた場合の措置に関する事項	11
第 5	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	11
第 6	その他事業の実施に関し必要な事項	12
添付資料 1 想定されるリスクと責任分担		14

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

大分県県有建築物照明改修事業

2 公共施設の管理者

大分県知事 佐藤 樹一郎

3 事業目的

大分県においては、第6期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）にて、公共施設又は公用施設の照明について可能な限り早期にLED照明の導入を進め、2030年度までに100%の導入を目指すことを掲げている。このことから設計・施工一括発注方式により、対象施設の早期LED化を図ることを目的として実施するものである。

4 事業の範囲

本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）は、以下に示す業務を行う。

- (1) 設計業務
- (2) 施工業務

5 対象施設

- (1) 大分地区
- (2) 西部地区
- (3) 北部東部地区
- (4) 南部豊肥地区

上記4地区の88施設について、地区ごとに公募を実施する予定としている。地区ごとの詳細な対象予定施設名、改修予定台数については要求水準書を参照。

6 事業の方式

本事業は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計施工一括発注方式（DB方式（Design：設計、Build：施工））により実施する。

7 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

業務区分		想定スケジュール
事業契約締結		令和 8 年 8 月
整備期間	設計業務	令和 8 年 8 月～令和 11 年 3 月
	施工業務	

8 関係法規制等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者がその許認可等を取得しなければならない。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (2) 電気工事法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (5) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (6) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (7) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (8) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）

第 2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、事業者が県の定める事業を実施するに当たり必要な資格を有し、かつ効率的な事業実施を求めるものであり、価格と技術力を総合的に評価して選定する。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、入札説明書及び要求水準書（詳細は入札公告時に公表）に規定する要件を満たすことを前提として、価格と技術力を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によるものとする。

(3) 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは下記のとおり予定している。

（予定）	内容
令和8年7月上旬	入札公告、入札説明書等の公表
令和8年7月下旬	入札説明書等に関する質問受付期限
令和8年7月下旬	入札説明書等に関する質問・回答公表
令和8年7月下旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和8年7月下旬	資格審査結果の通知
令和8年7月下旬	技術資料等の受付期限
令和8年7月下旬	技術資料評価
令和8年8月上旬	落札者の決定及び公表
令和8年8月上旬	各契約締結

3 入札手続き等

(1) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問受付及び意見招請

ア 受付期間

令和8年6月1日(月)～6月19日(金)午後4時まで

イ 提出方法

(ア) 内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)、意見書(様式2)に記入の上、電子メールへの添付により下記アドレスに提出すること。

(イ) 実施方針及び要求水準書（案）の公表日以降、電話等の口頭による質問には応じない。

(ウ) 電子メールの件名は、「大分県県有建築物照明改修事業質問等」とすること。

(エ) 電子メール送信後、土日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、「第6-3問い合わせ先」へ連絡すること。

ウ 提出先の電子メールアドレス

a11150@pref.oita.lg.jp

(2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答の公表

ア 公表日時

令和8年6月26日（金）（予定）

イ 公表方法

大分県県有建築物照明改修事業のホームページを県ホームページ内に掲載し、質問回答を公表する。なお、意見についての回答は行わない。

※大分県県有建築物照明改修事業のホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11150/syoumei.html>

(3) 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者等からの意見を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を大分県県有建築物照明改修事業のホームページへの掲載により公表する。

(4) 入札公告

実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札公告を大分県県有建築物照明改修事業のホームページへの掲載により公表する。入札説明書、要求水準書、照明器具台帳、審査基準、契約書(案)等は大分県県有建築物照明改修事業のホームページへの掲載により公表する。

(5) 入札公告に関する質問受付及び回答の公表

入札公告に関する内容について質問回答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書等にて提示する。

(6) 参加表明、資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

なお、参加表明書の提出方法・時期、資格確認に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

(7) 入札書及び技術資料の受付

資格審査通過者に対し、入札書及び技術資料の提出を求める。技術資料の評価に当たって、県が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う。なお、入札書及び技術資料の提出方法・時期、

提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

(8) 落札者の決定

入札書及び技術資料の評価により落札者を決定し、結果を入札参加者に通知する。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数で構成した企業グループとし、個人の応募は認めない。
- イ 入札参加者は、複数で構成した企業グループの代表企業を定めること。
- ウ 代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、県との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。
- エ 入札参加者である複数で構成した企業グループの構成員は、他の入札参加者として重複参加をしてはならない。ただし、地区が異なる場合は、この限りではない。
- オ 事業予定者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。この場合、事業予定者は、特別目的会社に出資すること。
- カ 参加表明書により、参加の意思を表明した構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。

(2) 入札参加者に共通する参加資格要件

ア 入札参加者の資格要件

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす場合でなければ、本事業に応募することができない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 に定められる一般競争入札に参加できない者又は参加させないことができる者に該当しないこと。
- (イ) 本事業選定の公告の日から契約の前日までに大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (ウ) 入札書提出日以前 3 箇月以内に、経営不振の状態（会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開

始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき）でないこと。

(エ) 県税を滞納していないこと。

(オ) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員が役員となっている事業者

d 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

e 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

f 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

g 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

h 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

イ 関係会社の制限

入札参加者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。

(ア) 資本関係

a 親会社(会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。以下同じ)と子会社(会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。以下同じ)の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- c 大分県の競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

ウ その他

本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「イ関係会社の制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者。

(3) 入札参加者の業務別の参加資格要件

入札参加者等のうち、以下ア～イに示す業務を担当する者は、それぞれ以下に掲げる資格を有する者とする。

各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たることは認めるものとする。

ア 設計業務に当たる者

以下の要件（ア）～（ウ）を満たす者であること。

- (ア) 管理技術者及び照査技術者は、常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日以前 3 ヶ月以上前に雇用されたものであり建築士法に基づく一級建築士、二級建築士又は建築設備士の資格を持つ者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は兼ねることはできない。
- (イ) 令和 8 年度において「大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和 60 年大分県告示第 235 号)」に基づく建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (ウ) 本社の所在地は、大分県内であること。

イ 施工業務に当たる者

以下の要件（ア）～（イ）を満たす者であること。

施工業務を複数の企業で行う場合は、以下の（ア）～（イ）を満たす 2 者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）に限り参加を認める。ただし、共同企業体の取扱いは「大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和 53 年 4 月 18 日大分県告示第 398 号）」によるものとし、共同企業

体の配置予定技術者は、代表構成員から監理技術者を専任配置し、その他構成員からは主任技術者を専任配置すること。また、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として本案件の入札に参加することができないものとする。

(ア) 企業

- a 建設業法第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 令和8年度において「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)」の「電気工事」のA等級に格付けされていること。

(イ) 本店所在地

本店の所在地は、大分県内であること。「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。

(4) 参加資格確認基準日等

参加資格確認基準日は参加資格確認申請書締切日とする。

(5) 参加資格の喪失

- ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員のいずれかが資格要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、県が参加資格の確認及び入札参加者の事業能力を勘案し契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。
- ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員が

資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と基本協定を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、県が参加資格の確認及び事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

- エ 基本協定締結日の翌日から基本契約及び事業契約までの間、事業者の構成員が資格要件を欠くに至った場合、県は事業者と契約を締結しない場合がある。この場合において、県は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、県が参加資格の確認及び事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力会社が参加資格を欠いた日とする。

5 評価及び選定に関する事項

(1) 評価に関する基本的な考え方

本案件は、資格審査と技術資料評価の2段階に分けて実施する。資格審査は県が行う。技術資料評価では、審査委員会で規定する評価基準に基づき、入札価格のほか過去実績等を総合的に評価する。

ア 資格審査

入札参加者の各構成企業が基本的参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

イ 技術資料評価

入札参加資格審査を通過した者から提出された技術資料について、評価基準に基づき、県が入札価格の確認及び評価を行う。

- (2) 県は、評価値の最も高い者を落札者とし、決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知する。

- (3) 落札者を選定しない場合

事業者の募集において、応募がない、又は、落札者の選定において、県の要求水準を満たしていない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、県は落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

6 評価の公表方法

評価結果は、大分県県有建築物照明改修事業へホームページの掲載により公表する。

7 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しない。

8 契約手続き

県は、契約書（案）に基づき、落札者と契約を締結する。なお、契約書（案）で提示した契約内容については、軽微な場合を除いて、原則変更できないことに留意する。契約書（案）については、募集公告時において公表する。

県と落札者は、基本契約を締結するとともに、別途、設計業務委託契約、工事請負契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から基本契約及び事業契約の締結までの間、事業予定者の構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、県は落札者と契約を締結しない場合がある。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業の業務遂行上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として添付資料1「想定されるリスクと責任分担」によることとし、意見受付の結果を踏まえ、必要な事項については入札公告時において公表する。

2 提供される要求性能

本事業において実施する業務の要求性能は、要求水準書として提示する。

3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、基本契約書及び事業契約書に従い、責任をもって履行する。

4 事業の実施状況の監視（モニタリング）

（1）モニタリングの実施

モニタリングとは、業務の実施に関し、要求水準書に規定した要求水準、県と事業者との間で締結した契約書、及び仕様書や設計図書等に基づき適正かつ確実に履行しているかどうかについて監視・チェックを行うものである。

県は、事業者が定められた業務を確実に履行されているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

（2）モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、詳細は入札公告時において公表する。

（3）事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、県の定める水準を下回ることが判明した場合、県は業務内容の速やかな改善を求め、事業者は、県の改善要求に対し自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。また、改善措置を講じない場合、県は事業者に対して支払額を減額することができる。減額の考え方については、入札説明書にて提示する。

第4 本事業について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約等について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議する。なお、契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書に定める県の要求基準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、県は事業契約を解除することができる。
- (3) 上記において、県が事業契約を解除した場合、県は事業者に対しこれにより県が被った損害の賠償を請求することができる。

2 県の事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 上記において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は県に対しこれにより事業者が被った損害の賠償を請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力、その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、県又は事業者は事業契約を解除することができる。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、大分県県有建築物照明改修事業のホームページなどを通じて行う。

2 応募に伴う費用負担

事業者の応募に係る費用については、すべて事業者の負担とする。

3 問い合わせ先

大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班

住所〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2975 FAX 097-506-1830

E-mail a11150@pref.oita.lg.jp

添付資料1 想定されるリスクと責任分担

項目	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担			
				県	民間		
共通	入札説明書	1	入札説明書等の誤り、内容の変更	○			
	応募	2	応募費用に関するもの		○		
	契約締結	3	県の事由による契約締結の遅延・中止	○			
		4	事業者の事由による契約締結遅延・中止		○		
	制度関連	政治・行政	5	県の政策変更による事業の変更・中止など	○		
		法制度 税制度 許認可	6	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本件事業に類似的または特別に影響を及ぼすもの)	○		
			7	消費税率の変更による事業者の収支への影響	○		
			8	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○	
		許認可取得	9	県の事由による許認可等取得遅延	○		
			10	上記以外の事由による許認可等取得遅延		○	
		社会	住民対応	11	本事業に対する(県の要求に起因する)反対運動等	○	
				12	事業者の業務に対する苦情等		○
	環境問題		13	県の要求に起因する環境問題(有害物質の排出・漏えいや騒音、光、臭気に関するもの)	○		
			14	事業者の業務に起因する環境問題(有害物質の排出・漏えいや騒音、光、臭気に関するもの)		○	
	第三者賠償		15	事業者の事由による第三者賠償(工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払い義務の発生)等		○	
			16	上記以外の事由による第三者賠償等	○		
	発注者責任	17	事業者が発注する契約の管理・内容変更等		○		

項目	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担	
				県	民間
	不可抗力	18	不可抗力(地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象であって県及び事業者双方の責に帰すべからざる事由)による損害、増加費用等 ※1	○	△
	資金調達	19	県が確保すべき必要な資金の調達に関するもの	○	
	物価	20	契約締結後のインフレ・デフレ※2	○	○
設計・施工段階	調査	21	県が実施した調査の不備、誤り等に関するもの	○	
		22	上記以外の調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	23	県の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による変更・遅延	○	
		24	上記以外の事由による変更・遅延		○
	工事遅延	25	県の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による完工遅延	○	
		26	上記以外の事由による完工遅延		○
	工事費増大	27	県の事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による工事費増大	○	
		28	上記以外の事由による工事費増大		○
	サービス水準未達	29	要求水準への不適合によるもの		○
終了段階	移管手続	30	事業終了時の業務移管に関する諸費用		○

凡例)「○」主たる負担者、「△」従たる負担者

※1 原則、県の負担とするが、一定の金額・割合等までは事業者が負担する。

※2 基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担する。

※3 当該契約不適合について事業者には帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。